

栃木市農業委員会総会議事録

令和8年3月23日

栃木市農業委員会事務局

栃木市農業委員会総会

開催日時 令和8年3月23日（月） 午後2時30分

開催場所 栃木市役所本庁舎5階 501会議室

出席委員

1 若色 昭松	2 五十畑節子	3 石塚 一彦	4 泉田 裕美
5 小林真理子	6 大塚 幸八	7 糸井世志江	8 毛塚 登
10 田谷 安久	11 田中 徹	12 野尻 真悟	13 生澤 良一
14 鈴木美智子	15 巻島 陽一	16 大谷 明	17 早乙女とみ
18 渡邊 昭男	19 中田 秀雄	20 田中 健一	21 縫村 啓子

欠席委員 9 青木 則夫

農業委員会事務局職員

局長	熊倉 宜和	次長兼農委総務係長	高久 完治
農地調整係長	田沼 篤	主 査	佐藤 真沙人
主 任	岡 剛伯	主 事	五十畑 博規

会議事件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号	非農地証明願について
議案第5号	栃木農業振興地域整備計画の変更（軽微な変更）について
議案第6号	栃木農業振興地域整備計画の変更について
議案第7号	栃木農業振興地域整備計画の変更（非農地証明見込地）について
議案第8号	農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農用地利用集積等促進計画案に対する意見について
議案第9号	所有者不明農地の公示について
議案第10号	栃木市農業委員会の法令順守の申し合わせ決議について
報告第1号	農地法第5条の規定による許可の報告について
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の専決処理の報告について
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の専決処理の報告について
報告第4号	農地法第4条の規定による農地転用届出の取消しの報告について
報告第5号	農地法第18条第6項の規定による通知受理状況の報告について
報告第6号	使用貸借契約解約通知書受理状況の報告について

開会の宣言

事務局長

それでは、ただ今から、令和8年3月、栃木市農業委員会総会を開会いたします。若色会長より、ごあいさつをお願いします。

(会長あいさつ)

事務局長

ありがとうございました。

本日は、9番青木委員から欠席の届出がありました。ただ今の出席委員は20名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、総会規則第5条により、議事の進行は若色会長をお願いします。

議事録署名

議長

それでは、これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

栃木市農業委員会総会規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

それでは、議事録署名委員は、20番田中健一委員、21番縫村啓子委員をお願いいたします。

会議書記指名

議長

日程第2、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局職員の佐藤真沙人氏と岡剛伯氏を指名いたします。

議 事

議長

それでは、日程第3の議案審議に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

五十畑主事

議案書2ページをご覧ください。

今月の申請は、所有権の移転が5件と使用貸借権の設定が1件ありました。申請者、土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、経営規模拡大のため、農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、鹿沼市を中心に米・WCS・牧草を作付しています。申

請地でも米・WCS・牧草を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番については、経営規模拡大のため、農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、大平町土与を中心に米・麦・大豆・イチゴを作付しています。申請地でも、米・麦・大豆を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

3番については、経営規模拡大のため、農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、藤岡町蛭沼を中心に米・麦を作付けしています申請地でも、米・麦を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

4番については、経営規模拡大のため、既に借りていた農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、藤岡町富吉を中心に米・麦・白菜・大根・ネギ等を作付けしています。申請地でも、米・麦を作付けする予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

5番については、経営規模拡大のため農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、藤岡町太田を中心に米を作付けしています。申請地でも、米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

6番については、経営の若返りのため、使用貸借権を設定する申請です。

譲受人は、岩舟町静和を中心に米・麦・イチゴを作付しています。申請地でも、米・麦・イチゴを作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上6件の申請につきましては、法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。ご審議よろしくお

願います。

議長 　ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。

北部調査委員長
（早乙女委員） 　今回の北部調査委員長の17番早乙女です。
今回は私と5番小林委員、11番田中徹委員の3名と事務局2名で、19日木曜日に事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。

　今回北部は、所有権移転の申請が1件ありました。

書類審査および現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現地の状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく願います。

議長 　ありがとうございました。南部調査委員長をお願いします。

南部調査委員長
（鈴木委員） 　今回の南部調査委員長の14番鈴木です。
今回は私と13番生澤委員、20番田中健一委員の3名と事務局2名で、18日水曜日に事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。

　今回南部は、所有権移転の申請が4件、使用貸借権の設定が1件の合計5件の申請がありました。

書類審査および現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現地の状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく願います。

議長 　ありがとうございました。
これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
（質疑なし）

議長 　発言がないようですので、採決いたします。
議案第1号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
（異議なしの声）

議長	<p>異議なしと認め、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議長	<p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。</p>
佐藤主査	<p>議案書の5ページをご覧ください。</p> <p>今回は、2件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。</p> <p>1番については、既に農家住宅として利用している農地を是正する転用です。地図は1ページです。</p> <p>申請地は現在農家住宅敷地として利用しております。この度自宅の建て替えを検討する際に調査したところ、農地を住宅敷地として利用していたことが判明しました。</p> <p>農地の区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地ですが、集落に接続するため例外規定に該当します。なお、農地を住宅敷地として利用してきたことについては、始末書が添付されております。</p> <p>取水は上水道、排水は農業集落排水、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。</p> <p>(写真説明)</p>
岡主任	<p>2番については、既に農家住宅として利用している農地を是正する転用です。地図は2ページです。</p> <p>申請地は現在農家住宅敷地として利用しております。この度、3条許可の事前相談時に経営農地の状況を確認したところ、自宅敷地及び住宅への進入路を転用許可を得ずに違反転用していることが判明しました。</p> <p>農地の区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地ですが、集落に接続するため例外規定に該当します。なお、農地を住宅敷地として利用してきたことについては、始末書が添付されております。</p> <p>取水は上水道、排水は浄化槽処理後敷地内浸透処理、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。</p> <p>(写真説明)</p>
	<p>以上2件の申請については、他法令の許認可の見込み等により転用の確実性も問題はないと考えられます。ご審議よろしくお願いたします。</p>

議 長	ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。
北部調査委員長 (早乙女委員)	<p>今回北部は、農家住宅敷地の申請が1件ありました。</p> <p>書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。</p> <p>以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	ありがとうございました。南部調査委員長をお願いします。
南部調査委員長 (鈴木委員)	<p>今回南部は、農家住宅敷地拡張の申請が1件ありました。</p> <p>書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。</p> <p>以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。番号1番について、10番田谷委員をお願いします。
田谷委員	<p>10番田谷です。</p> <p>1番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおり特に問題ないと思われれます。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	番号2番について、16番大谷委員をお願いします。
大谷委員	<p>16番大谷です。</p> <p>2番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。特に問題ないと思われれますので、ご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)</p>
議 長	<p>発言がないようですので、採決いたします。</p> <p>議案第2号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め議案第2号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

佐藤主査 議案書の7ページをご覧ください。
今回は13件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、工場への転用です。地図は3ページです。

事業計画者は、本市城内町に本社を置き、米菓等の製造販売を行う法人です。現在の工場のみでは手狭であり、利用できる施設設備に限られてしまい生産能力に限界があります。生産性の向上を図るため、新たな関連工場を建築することを計画しました。

申請地は現在の工場から近接地にあることから、事業地として選定しました。

農地の区分は、農地の下都賀庁舎から1km以内の第2種農地であり、土地の代替性が無いため許可基準に該当します。

取水は上水道、排水は合併浄化槽処理後市有水路、雨水は浸透施設により敷地内処理です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番については、工場への転用です。地図は4ページです。

事業計画者は、本市平柳町に本社を置き、医療機器の製造販売を行う法人です。この度、小山市卒島工場が県道小山栃木都賀線の道路用地として収用となるため、工場移転を計画しました。

申請地は既存工場付近にあり、同規模の面積が確保できることから事業地として選定しました。

農地の区分は、宅地内に近接する区域内的の農地が、農地の広がり10ha未滿の第2種農地であり、土地の代替性が無いため許可基準に該当します。

取水は井戸水、雑排水は下水道、工場排水は排水処理槽で処理後市有水路、雨水は浸透施設により敷地内処理です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

3番については、太陽光発電設備への転用です。地図は5ページです。

事業計画者は、太陽光発電事業を営む法人です。地球のエネルギー問題に対して少しでも貢献したいと考え、太陽光発電事業の申請に至りました。

申請地は近くに高い建物が無く、日照を十分に得ることができるため、事業地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地であり、土地の代替性が無いため許可基準に該当します。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

4番については、資材置場及び駐車場への転用です。地図は6ページです。

事業計画者は、建築物の解体工事を行う法人です。令和5年に申請地の近接地に本社を移転し営業しておりましたが、大型重機及び特殊機器と資材置場、社員駐車場及び外注業者駐車場の確保に日々苦心していることから、新たに資材置場及び駐車場を整備することを計画しました。

申請地は本社の近接地にあることから事業地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地でありませんが、隣接する土地と一体として同一の事業目的に供するため、不許可の例外規定に該当します。

新たな取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

5番については、駐車場への転用です。地図は7ページです。

事業計画者は、珙瑯鉄器の製造及び加工並びに販売を行う法人です。現在、製品運送業者の大型トラック等の駐車場及び待機場がないことから、路上待機を余儀なくされており、地域周辺の方々に迷惑をかけております。その解消のため、既存の従業員駐車場を大型トラック等の駐車場にし、新たに従業員や来客者用の駐車場を整備することを計画しました。

申請地は工場の近接地にあることから事業地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地であり、

土地の代替性が無いため許可基準に該当します。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

6番については、工場敷地拡張の転用です。地図は8ページです。

事業計画者は、酒類の製造並びに販売を行う法人です。現在、惣社東産業団地内に工場1棟、倉庫2棟を構えておりますが、業績好調のため、さらなる事業拡大をはかるため、リキュール工場及び貯蔵タンクを建築することを計画しました。

申請地は既存の工場の近接地であり、事業の効率化を図れることから、申請地として選定しました。

農地区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地ではありますが、既存敷地の2分の1以内の拡張であることから、不許可の例外規定に該当します。

取水は上水道、排水は合併浄化槽処理後市道側溝、雨水は浸透施設により敷地内処理です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

7番から11番については、太陽光発電設備への転用です。地図は9ページです。

事業計画者は、太陽光発電事業を営む法人です。国の目標である2050年までの脱炭素社会の実現への取り組みとして、再生可能なエネルギーである太陽光発電事業に少しでも貢献したいと考え、太陽光発電事業の申請に至りました。

申請地は近くに高い建物が無く、日照を十分に得ることができるため、事業地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地であり、土地の代替性が無いため許可基準に該当します。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

なお、昨年4月1日より、農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画を策定し、転用許可申請の際、地域計画の変更申出書を提出し、地域計画の区域から除外する必要があります。

地元農業者より、地域計画の変更に対し意見書の提出がされており、地域計画の区域から除外するため、改めて調整が必要になります。

岡主任

12番については、資材置場への転用です。地図は10ページで

す。

事業計画者は、沼和田町の事業所を拠点に建設業・土木建築工事等を行っております。現在、自己所有の資材置場が無く、作業現場に部材や機械を全行程作業が完了するまでおいている状態であり、作業効率に支障をきたしている状態です。

申請地は事業所から近接であり、資材置場として十分機能できる面積であるため本申請に至りました。

農地の区分は、農地の広がりか10ha未滿の第2種農地ですが、土地の代替性が無いため、不許可の例外規定に該当します。

取水、排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

13番については、一般住宅への転用です。地図は11ページです。

事業計画者は、佐野市内のアパートに夫と二人で暮らしており、間取り等が手狭になってきたため、住宅の建築を計画しました。

申請地は知人が岩舟町におり、夫が小山市に通勤しているため、国道50号沿線を条件に選定しました。

農地の区分は、岩舟総合支所から800m以内の第2種農地ですが、土地の代替性が無いため、不許可の例外規定に該当します。

取水は上水道、排水は合併浄化槽処理後市道側溝へ排水、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上13件の申請については、他法令の許認可の見込みや資金計画の妥当性等により転用の確実性も問題はないと考えられます。

なお、1番、2番の案件については面積が30アールを超えるため、県の常設審議委員会に意見を求めます。ご審議よろしくお願いたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長お願いします。

北部調査委員長
(早乙女委員)

今回北部は、工場が2件、工場敷地拡張が1件、駐車場が1件、駐車場兼資材置場が1件、太陽光発電設備が6件の合計11件の申請がありました。

書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許

	<p>可することが妥当であると考えます。</p> <p>以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。南部調査委員長お願いします。</p>
南部調査委員長 (鈴木委員)	<p>今回南部は、資材置場が1件、一般住宅が1件、合計2件の申請がありました。</p> <p>書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。</p> <p>以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。</p> <p>番号1番について、4番泉田委員お願いします。</p>
泉田委員	<p>4番泉田です。</p> <p>1番の案件ですが、工場の増設ということで、現地を確認してきました。事務局および調査委員長の説明のとおりで問題ないと思われ。皆様のご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>番号2番について、20番田中健一委員お願いします。</p>
田中健一委員	<p>20番田中です。</p> <p>2番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりで、問題ないと思われ。皆様のご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>番号3番について、15番巻島委員お願いします。</p>
巻島委員	<p>15番巻島です。</p> <p>3番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。皆様のご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>番号4番について、12番野尻委員お願いします。</p>
野尻委員	<p>12番野尻です。</p> <p>4番の案件ですが、現地を確認してきました。事務局および調査委員長の説明のとおり特に問題ないと思われ。皆様のご審議よろ</p>

	しくお願いします。
議 長	番号5番について、21番縫村委員お願いします。
縫村委員	21番縫村です。 5番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおり何も問題ないと思われま。ご審議よろしくお願いします。
議 長	番号6番について、1番若色より報告いたします。 6番の案件ですが、酒造の工場敷地拡張です。事務局および調査委員長の説明のとおり何も問題ないと思われま。ご審議よろしくお願いします。
議 長	番号7番から11番について、6番大塚委員お願いします。
大塚委員	6番大塚です。 7番から11番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおり何も問題ないと思われま。ご審議よろしくお願いします。
議 長	番号12番について、13番生澤委員お願いします。
生澤委員	13番生澤です。 12番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおり何も問題ないと思われま。ご審議よろしくお願いします。
議 長	番号13番について、2番五十畑職務代理者お願いします。
五十畑職代	2番五十畑です。 13番の案件ですが、一般住宅への転用ということで、現地確認してきました。事務局および調査委員長の説明のとおり何も問題ないと思いま。ご審議よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございました。 これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
議 長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第3号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

	(異議なしの声)
議長	<p>異議なしと認め議案第3号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>なお、1番、2番の案件については、30アールを超えますので、県農業会議常設審議委員会に意見を求め、許可相当の回答を受理した後、許可することといたします。</p> <p>また、7番から11番の案件については、地域計画の区域の変更がされた後、許可することといたします。</p>
議長	次に、議案第4号「非農地証明願について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。
佐藤主査	<p>議案書の11ページをご覧ください。</p> <p>今回は3件の申請がありました。願出人・土地の表示等は記載のとおりです。</p> <p>1番については、地図は12ページです。</p> <p>申請地は1筆で、航空写真等により、平成11年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。</p> <p>(写真説明)</p> <p>2番については、地図は13ページです。</p> <p>申請地は1筆で、航空写真等により、平成11年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。</p> <p>(写真説明)</p>
岡主任	<p>3番については、地図は14ページです。</p> <p>申請地は1筆で、現況写真等により、山林化の様相を呈しており農地への復元が困難であることが確認できております。スクリーンをご覧ください。</p> <p>(写真説明)</p> <p>以上3件について、非農地の証明をすることはやむを得ないと思われれます。ご審議よろしく願いいたします。</p>
議長	ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結

果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。

北部調査委員長
(早乙女委員)

今回北部は、2件の申請がありました。
2件とも20年以上宅地として利用されてきたことを理由として
おります。
書類審査及び現地調査を行いました。農地への復元が容易でな
いと認められるため、非農地証明をすることは妥当であると考えま
す。
以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願
いします。

議 長

ありがとうございました。南部調査委員長をお願いします。

南部調査委員長
(鈴木委員)

今回南部は、1件の申請がありました。
本件は山林化していることを理由としております。
書類審査及び現地調査を行いました。農地への復元が容易でな
いと認められるため、非農地証明をすることは妥当であると考えま
す。
以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願
いします。

議 長

ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。
番号1番について、12番野尻委員をお願いします。

野尻委員

12番野尻です。
1番の案件ですが、現地を確認してきました。事務局および調査委
員長の説明のとおり、何の問題もないと思われ。皆様のご審議よ
ろしくお願いします。

議 長

番号2番について、1番若色より報告いたします。
2番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおり、何の
問題もないと思われ。皆様のご審議よろしくお願いします。

議 長

番号3番について、7番糸井委員をお願いします。

糸井委員

7番糸井です。
3番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおり、何の
問題もないと思われ。皆様のご審議よろしくお願いします。

議 長	<p>ありがとうございました。 これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)</p>
議 長	<p>発言がないようですので、採決いたします。 議案第4号について、原案のとおり証明することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり証明することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議案第5号「栃木農業振興地域整備計画の変更(軽微な変更)について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。</p>
佐藤主査	<p>議案書の13ページをご覧ください。 今回は、2件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。</p>
	<p>1番については、農業機械置場のための申出です。地図は15ページです。</p>
	<p>事業計画者は、都賀町家中で麦・ネギを栽培する農業者です。現在事業拡大に伴い農業機械が増加しており、既存の駐車スペースでは不足しており、分散しておかざるを得ない状況である。</p>
	<p>防犯対策並びに利便性向上のために、農業機械を自宅付近に集約したいと考え、本申出地に農業機械置場を新設するべく今回の申出に至りました。申出地は事業計画者の自宅から近接地にある既存の農業機械倉庫の隣接地にあるため選定しました。</p>
	<p>用途変更後は、農地転用の申請がなされると思われます。農用地利用計画において指定された農業用施設の用途に供するため、許可基準に該当すると考えられます。スクリーンをご覧ください。</p>
	<p>(写真説明)</p>
岡主任	<p>2番については、農業用倉庫・農業用資材置場のための申出です。地図は16ページです。</p>
	<p>事業計画者は、大平町北武井にて麦・米・ニラを耕作する農業者です。近年、耕作面積の拡大に伴い収穫量が増加し、既存の乾燥・調整施設では処理能力が不足し、収穫物の適正な処理に支障をきたしている状況である。新たに購入する80穀乾燥機、既存の40穀乾燥機、糶摺り機等を効率的かつ安全に設置・運用するために本申請地に</p>

新倉庫を建設するべく今回の申出に至りました。

申請地は事業計画者自宅から近接地にあり、自己所有農地であり、また集落の外れに所在しており、乾燥機稼働に伴う騒音や粉塵の影響について近隣住民からの苦情が生じる恐れが少ないため選定しました。

用途変更後は、農地転用の申請がなされると思われます。農用地利用計画において指定された農業用施設の用途に供するため、許可基準に該当すると考えられます。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の事務局の説明に関連して、除外調査委員長から調査の結果をお願いします。

除外調査委員長
(石塚職代)

3番の石塚です。

今回は、私と若色会長、五十畑職代の3名と事務局2名で、16日木曜日、書類審査及び現地調査を行いました。

それでは、調査の結果を報告いたします。

今回は、2件の申出がありました。農業用機械置場が1件、農業用倉庫及び農業用資材置場が1件です。

書類審査及び現地調査の結果、周辺農地への影響は少ないと考えられますので、変更することに「適」と判断しましたが、委員の皆様のご慎重なご審議をお願いいたします。

議長 ありがとうございました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長 発言がないようですので、採決いたします。

議案第5号について、本委員会は「意見なし」として回答することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、議案第5号は「意見なし」として回答することに決定いたしました。

議長 次に、議案第6号「栃木農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

佐藤主査

議案書の15ページをご覧ください。

今回は、4件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、一般住宅のための申出です。地図は17ページです。

事業計画者は、婚姻しましたが事業計画者は実家に、妻は市外の借家に居住しております。近い将来同居することを計画していますが、今後家族が増えた時のことを考えると事業計画者の実家と妻の借家は手狭であることから住宅の建築を計画しました。

将来の親の介護等も考え、実家の近接地であることから、申出地を事業地として選定しました。

農振除外後の農地区分は、土地改良施行区域内の第1種農地ですが、集落に接続することから不許可の例外規定に該当すると考えられます。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番については、資材置場のための申出です。地図は18ページです。

事業計画者は、栃木市川原田町に本店と西方町元に支店を置き、一般鉄骨造建築工事請負や鉄骨材供給を主に行う法人です。近年は首都圏の受注も増加傾向にあるため、川原田工場でなく西方工場が主力になってきております。西方工場は受注増加分の加工前の鋼材や加工後の製品の置場が手狭な状況であり、その解消のため資材置場を新設することを計画しました。

申出地は西方工場から約500m圏内にあり、都賀西方スマートICから近いことから事業地として選定しました。

農振除外後の農地区分は、都賀西方ICから300m以内の第3種農地であり、立地基準上は原則許可になると考えられます。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

岡主任

3番については、資材置場の敷地拡張のための申出です。地図は19ページです。

事業計画者は、対象地に昭和61年に法人を設立し、主に砂利・採石・砂の販売をしています。

平成14年から申請地南の土地で生コン用の砕石を販売しております。

販売需要の拡大や、砕石の仮置き配置について昨年4月から始

まった盛土規制法に適合するように是正を図りたいことから今回の申出となった。

農振除外後の農地区分は、土地改良施行地域内の第1種農地ではありますが、既存敷地の拡張の不許可の例外規定に該当すると考えられます。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

4番については、コンビニエンスストアのための申出です。地図は20ページです。

事業計画者は、大手コンビニエンスストア法人と昭和57年にフランチャイズ契約を結び、栃木市内に3店舗を経営展開している。

大平町土与地内にはコンビニエンスストアが存在せず、地域住民の利便性等を考え、本申出に至る。

申請地は交差点かつ交通量、道路との敷地の形状、視認性の確保、地域に密着の4要件の全てを兼ね揃えているため、事業地として選定しました。

農振除外後の農地区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地ではありますが、集落に接続し、土地の代替性が無いため、不許可の例外規定に該当すると考えられます。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上で説明を終わります。除外後は農地転用の申請がなされると思われます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、除外調査委員長から調査の結果をお願いします。

除外調査委員長
(石塚職代)

今回は、4件の申出がありました。

一般住宅が1件、店舗が1件、資材置場が1件、資材置場拡張が1件です。

書類審査及び現地調査の結果、周辺農地への影響は少ないと考えられますので、変更することに「適」と判断しましたが、委員の皆様のご慎重なご審議をお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

発言がないようですので、採決いたします。

議案第6号について、本委員会は「意見なし」として回答することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、議案第6号は「意見なし」として回答することに決定いたしました。

議長 次に議案第7号「栃木市農業振興地域整備計画の変更(非農地証明見込地)について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

佐藤主査 議案書の17ページをご覧ください。
今回は、2件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、地図は21ページです。

このたび、相続に伴い土地の整理をしていたところ、申出地の一部が宅地として利用していたことが判明したため、是正の申出です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番については、地図は22ページです。

このたび、住宅の建て替えに伴い土地の地目整理をしていたところ、申出地の一部が宅地として利用していたことが判明したため、是正の申出です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上で説明を終わります。いずれも、農振除外後は非農地証明の申請がなされると思われま。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の事務局の説明に関連して、除外調査委員長から調査の結果をお願いします。

除外調査委員長 (石塚職代) 今回は、2件の申出がありました。
いずれも20年以上宅地として利用されてきたことを理由としております。

書類審査及び現地調査を行いました。農地への復元が容易でないと認められますので変更することに「適」と判断しましたが、委員の皆様の慎重なご審議をお願いいたします。

- 議 長 ありがとうございます。
これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)
- 議 長 発言がないようですので、採決いたします。
議案第7号について、本委員会は「意見なし」と回答することにご異議ございませんか。
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認め、議案第7号は「意見なし」として回答することに決定いたしました。
- 議 長 次に、議案第8号「農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を議題とします。
県農地中間管理機構に関する145件であります。事務局の説明は省略します。
- 議 長 これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)
- 議 長 発言がないようですので、採決いたします。
議案第8号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認め、議案第8号は原案のとおり承認することに決定いたしました。
- 議 長 次に、議案第9号「所有者不明農地の公示について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。
- 高久次長 議案書の34ページをご覧ください。
議案第9号でお諮りするの、昨年5月の総会と県の常設審議委員会で、岩舟町古江の農地において農地法第18条第1項の賃貸借契約の解約をご承認いただいた案件です。
民法第617条第1項の規定で、農地法の賃貸借契約を解約する場合は、他の基盤法の契約を解約するのとは違い解約の許可の日から1年間の申出期間を置いてから賃貸借契約が正式に終了しま

- す。
- 基盤法に基づいて契約していた筆は、すでに昨年から農地バンクと3年または5年の利用権設定を行っていますが、今回お諮りする2筆の農地についても4月と5月の2か月間の公示を行い、権利を申し出る者がいなければ5年間の契約を行う予定です。
- 以上、ご審議をよろしくお願いいたします。
- 議長 これより質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)
- 議長 発言がないようですので、採決いたします。
議案第9号について、原案のとおり公示することにご異議ございませんか。
(異議なしの声)
- 議長 異議なしと認め、議案第9号は原案のとおり公示することに決定いたしました。
- 議長 次に、議案第10号「栃木市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。
- 高久次長 農業委員会は、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っています。
つきましては、全国の農業委員会において、綱紀保持の姿勢を強く打ち出すため、毎年、法令遵守の申し合わせ決議を行っていただくよう、栃木県農業会議を通じ、全国農業会議所から依頼をされております。
以上のことを踏まえ、栃木市においても議案に記載された事項について申し合わせの決議をすることについてご審議いただくものがあります。
議案書に決議事項1・2が記載されておりますが、私の方で題名を読み上げますので、以下本文の申し合わせ決議の唱和を行います。
委員の皆様はご起立の上全員で唱和をお願いします。
(唱和)
- 議長 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)
- 議長 発言がないようですので、採決いたします。
議案第10号について、原案の通り決議することにご異議ございませんか。

- 議 長 ませんか。
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認め、議案第10号は原案のとおり決議決定いたしました。委員の皆様、法令遵守をお願いいたします。
- 議 長 次に日程第4報告事項に入ります。
報告第1号から、報告第6号までを一括報告とします。事務局の説明は省略します。
- 議 長 報告事項について発言のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)
- 議 長 発言がないようですので、報告事項を終わります。
以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。その他、皆さんから何かございますか。
(質疑なし)
- 議 長 発言がないようですので、以上をもちまして、令和8年3月栃木市農業委員会総会を閉会いたします。

[閉 会 午後4時23分]

議事録を証するため下記署名いたします。

令和 年 月 日

農業委員会長 _____ (若 色)

署名委員 _____ (田 中)

署名委員 _____ (縫 村)